

【改定日 令和6年8月1日】

変更箇所	変更後	変更前	改定内容
3. 利 息	3. (利 息) (1) ～ (2) 省略 (3) この預金を同規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、および第6条第4項により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。)によって計算し、この預金とともに支払います。 ① 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満 約定利率×40% C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×90% G. 3年以上4年未満 約定利率×90% ② 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満 約定利率×40% C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×80% G. 3年以上4年未満 約定利率×90% H. 4年以上5年未満 約定利率×90% ③ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満 約定利率×30% C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×40% D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×50% E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×60% F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%	3. (利 息) (1) ～ (2) 省略 (3) この預金を同規定第6条第1項により満期日前に解約する場合、および第6条第4項により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。<u>ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。</u>)によって計算し、この預金とともに支払います。 ① 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満 約定利率×40% C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×90% G. 3年以上4年未満 約定利率×90% ② 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満 約定利率×40% C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×80% G. 3年以上4年未満 約定利率×90% H. 4年以上5年未満 約定利率×90% ③ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満 約定利率×30% C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×40% D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×50% E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×60% F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%	中途解約時における適用利率(期限前解約利率)を変更しました。

	G. 3年以上4年未満 H. 4年以上5年未満	約定利率×80% 約定利率×90%	G. 3年以上4年未満 H. 4年以上5年未満	約定利率×80% 約定利率×90%	
--	----------------------------	----------------------	----------------------------	----------------------	--